

○御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例施行規則

平成16年4月1日規則第45号

改正

令和4年12月23日規則第38号

御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例（平成16年御前崎市条例第105号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第2条 御前崎ふれあい福祉センター（以下「福祉センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 浴室の利用時間は、午前9時から12時まで及び午後1時から4時までとする。

(休館日)

第3条 福祉センターの休館日は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 毎月の第3日曜日及びその前日の土曜日

(利用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、福祉センターの利用許可を受けようとする者は、御前崎市ふれあい福祉センター利用許可申請書兼許可書（別記様式。以下「申請書兼許可書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、利用日の属する月の3か月前から行うものとし、受付時間は福祉センター職員（以下「職員」という。）の勤務時間とする。ただし、社会福祉団体等が利用しようとする場合は、この限りでない。

(利用の許可等)

第5条 市長は、前条による申請を許可したときは、申請書兼許可書を利用者に交付するものとする。

2 利用の許可は、原則として申請を受け付けた順序による。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、申請書兼許可書を提示しなければならない。

4 利用者は、申請書兼許可書の記載事項を変更しようとするときは、利用日前日までに市長の許可を受けなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 利用者が国又は公共団体であるとき。
- (2) 利用者が社会福祉団体関係者であるとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等の利用者の責任によらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 市又は指定管理者の都合により利用許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前日（その日が第3条に規定する休館日に当たるときは、その直前の開館日）までに利用を取り消したとき。
- (4) 市長が特別の事由があると認めたとき。

(譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第9条 利用者は、福祉センターに特別の整備をし、又は造作を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により設備し、又は造作を加える場合の費用及びその撤去に要する費用は、利用者の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者又は入場者等は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気及び喫煙しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。
- (3) 許可を受けずに紙等の行為をしないこと。
- (4) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(職員の入室)

第11条 利用者は、職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の御前崎ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する規則（平成15年御前崎町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の御前崎市ふれあい福祉センター設置及び管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用について適用し、この規則の施行の日前の利用については、なお従前の例による。

